第６号様式別表９の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項又は第４項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３第１項又は第２項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

２　「法第72条の２第１項［第１号・第３号］に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「特例対象控除未済欠損金額等（別表９の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第１項又は第４項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３第１項又は第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額から同項の規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

(2)　法人税法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。